

平成30年霞台厚生施設組合議会  
第 1 回 臨 時 会 議 録

平成30年8月24日（金曜日）午前10時25分開会

議事日程

- 日程第1 議席の変更
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 会議録署名議員の指名
  - 日程第4 諸般の報告
  - 日程第5 議案第4号
- 

本日の会議に付した案件

- 日程第1 議席の変更
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 会議録署名議員の指名
  - 日程第4 諸般の報告
  - 日程第5 議案第4号
- 

出席議員 17名

1番	櫻井	茂	君	10番	戸田	見成	君			
2番	植木	弘子	君	11番	加	固豊	治	君		
3番	川村	成二	君	12番	田	家	勇	作	君	
4番	久保田	良一	君	13番	山	本		進	君	
5番	小松	豊正	君	14番	荒	川	一	秀	君	
6番	石井		旭	君	15番	矢	口	龍	人	君
7番	岡崎		勉	君	16番	澤		秀	雄	君
8番	高安	能久	君	17番	櫻	井	信	幸	君	
9番	大槻	勝男	君							

---

欠席議員 0名

---

法第121条により出席した者

管理者	今泉文彦君	事務局長	小澤喜蔵君
副管理者	島田穰一君	総務課長	宮本明君
副管理者	坪井透君	業務課長	高野浩通君
副管理者	小林宣夫君	建設計画課長	嶋田勉君
会計管理者	横田克明君		

---

職務のため出席した者

事務局次長	佐藤博之君	係長	川上哲仙君
係長	金田匡博君	主幹	加藤隆一君
係長	比家昌幸君	主事	佐藤貴紀君

---

平成30年8月24日（金曜日）

午前10時25分 開会

◎開会の宣告

○議長（山本進君） ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年度霞台厚生施設組合第1回臨時会を開会いたします。

これより議事日程に入ります。

（日程第1 議席の変更）

○議長（山本進君） 日程第1、議席の一部変更について。

最初に、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。

構成団体ごとに割り当てられた議員の議席順は、各構成団体議会の議席に準じることから、

8番 高安能久君

12番 田家勇作君

以上のおり変更いたします。

(日程第2 会期の決定)

○議長(山本進君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(山本進君) ご異議なしと認め、さよう決しました。

(日程第3 会議録署名議員の指名)

○議長(山本進君) 日程第3、会議録の署名議員を指名いたします。

霞台厚生施設組合議会会議規則第111条の規定により、

7番 岡崎 勉 君

8番 高安能 久 君

の兩名を指名いたします。

(日程第4 諸般の報告)

○議長(山本進君) 日程第4、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、

管 理 者	今 泉 君	事 務 局 長	小 澤 君
副 管 理 者	島 田 君	総 務 課 長	宮 本 君
副 管 理 者	坪 井 君	業 務 課 長	高 野 君
副 管 理 者	小 林 君	建 設 計 画 課 長	嶋 田 君
会 計 管 理 者	横 田 君		

以上であります。

(日程第5 議案第4号)

○議長(山本進君) 日程第5、議案第4号を議題といたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者(今泉文彦君) 本日ここに提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第4号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第1号)。

本案は、霞台厚生施設組合が進めております一般廃棄物広域化処理施設整備事業に関連し、周辺環境整備の一環として、施設周辺の道路を拡幅整備するための用地買収に係る予算を周辺の土地の評価鑑定結果に基づいて追加措置するものです。

補正予算の概要については、平成30年度一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,561万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を22億1,301万円といたしました。

なお、補正予算の詳細については、事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

以上が提案いたしました議案に対する説明でございます。十分ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本進君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（議案質疑）

○議長（山本進君） 次に、議案質疑を行います。

質疑は通告の順にこれを許します。

なお、質疑時間は1議員30分以内、質疑の回数は2回ですので、よろしくお願いいたします。

5番・小松君。

○5番（小松豊正君） 皆さん、おはようございます。5番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、議案第4号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、議案質疑を行います。

まず、（1）事項別明細書4ページ、周辺道路整備用地買収費3,461万円について、第1回目の質問をいたします。

①この算出根拠について、筆ごとの面積、単価、買収費用について詳細な説明を求めます。

②地主との仮契約はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

③買収予定地以外の道路の整備、これはどのように考えているのかお伺いいたします。

これは1項目についての第1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） ただいまの質問いただいた小松議員さんからの質問の1点目、

（1）事項別明細書4ページ、周辺道路整備用地買収費3,461万円について、①算出根拠について、筆ごとの面積、単価、買収費用について詳細な説明を求めることに対して答弁いたします。

筆ごとの面積は、委託した鑑定土地評価業務により、宅地の大規模地は2区画で271.83平方メートルです。宅地の小規模地は8区画で167.16平方メートルです。畑の宅地見込み地は6区画で2,018.5平方メートルです。山林の宅地見込み地は5区画で640.4平方メートルです。田の農地は5区画で2,400.65平方メートルになります。

単価及び買収費用につきましては、今後、地権者との用地買収に向け交渉を行ってまいりますので、差し控えさせていただきたいと思います。

2番目の地主との仮契約は済んでいるのかにつきましては、現時点では仮契約などの交渉は行っておりません。

3点目の買収予定地以外の道路の整備はどうなっているのかにつきましては、石岡市道路管理者、小美玉市道路管理者との協議により、本事業の推進に合わせて、周辺住民の要望や周辺道路環境の改善等を行うため、霞台厚生施設組合前面道路、石岡市道A5297号線から小美玉市道玉21号線間、1キロメートルの道路改良工事を進めております。現時点においては、買収予定地以外の道路整備につきましては、組合が行う計画は考えてございません。

以上です。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 第2回目の質問を行います。

それで、今の答弁では、具体的にこの補正予算の予算書に買収ただ今申し上げましたように、用地買収費3,461万円というふうに明確な数字が出ているわけでしょう。それで今、具体的に大小とか、畑とかと、こういうふうになっているわけであって、これの計算根拠を示さなければ、我々は判断できないんです。面積があって、総計があって、それぞれこういうふうに違うわけですから、だから、これがどのような単価で計算したのかを堂々と示さなければ審議にならないでしょう。だから示してください、これ、差し控えるのでは、そういうことでは、正式な議会の議題にはなりませんよ、示さなければ、我々議員に。そして、賛否を問わなければ。そういう差し控えるじゃなくて、計算根拠を示してください。それが2回目の1つの質問です。

それから、もう一つは、買収予定地の長さ、これは1キロメートルというふうに考えていいのか。それから、高低差はどれくらいになるのか、道路の、それをお伺いします。

それから、3番目に、歩道はつけるのか、つけないのか、どのようにつけるのか。

それから、4番目に、これは地元の皆さんも言っているんですけども、ごみ焼却施設に入る運動公園から来る道路と、こちらに曲がる場所、あれはものすごく混雑するでしょう。もし、こういう計画を推進するならばね。こちらから出た人が石岡方面に右折する場合には、とてもどんどん道路を走って右折できないんですね。だから、あそこにやはり交通信号をつくってもらわなければ本当に地元の人は困るということは言っていたんですけども、これはつけるんですか。

それから、その次の問題は、この買収予定地以外の道路の整備、これは霞台厚生施設では範囲外だというふうな答弁でしたけれども、しかし、地元の人からは、これはあそこだけではだめなので、それに続く道路を整備してほしいというのが強い願いだと思うんですけども、こういう問題については、霞台厚生施設組合の管理者としては、簡潔に要請をしたんですか、するんですか。

以上が2回目の質問です。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） それでは、小松議員の再質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございます。計算の根拠を筆ごとの面積、単価、買収費用等について明確にしないと議会で判断できないというお話でございますが、こちらのほう、先ほど申しました理由といたしまして、市の道路整備事業に倣いまして公表はすべきでないものというふうを考えている次第でございます。

現在、道路事業につきましても事業を推進する段階でございますが、本年度の道路整備事業につきましては、不動産鑑定をもとに土地評価を実施し、あわせて補償に関する調査を行ってまいりました。今回の予算確保後に用地買収交渉を開始していきたいというふうには計画をさせていただいているところでございます。

用地買収に対しまして、スムーズな事業推進を図るためには、何よりも地権者との信頼関係の構築が大切であるとされております。事前に個々の買収価格を公表した場合には、地権者に混乱を招くおそれがあるとともに、これからたび重なる折衝を通じまして、信頼関係を構築していきたいというふうにも考えていることから、事業推進の妨げとなることが予想されて、公表により地権者との信頼関係を損ねることが懸念されることから、公表、こちらでご説明することは差し控えさせていただきたいというふうにも判断したものでございます。

他の自治体におきましては、地権者によっては公表するのであれば交渉を拒否するといった事例も発生しているということでございますので、慎重かつ丁寧に対応していきたいと考えているところでございまして、いずれにしましても新ごみ処理施設同様に円滑な事業推進のために努力してまいりますので、ご理解、ご支援のほどをよろしくお願いしたいと考えているところでございます。

また、3点目でございます。高低差の資料ということでございますが、こちらのほう現在詳しい資料が手元にないので、後ほどお示しさせていただきたいというふうにも考えております。

4点目、歩道をつけるかということでございますが、当初の計画より片側歩道ということで計画をさせていただいておりまして、歩道は片側につけていくということでございます。

5点目につきまして、混雑時の石岡の市道の信号の設置の件でございますけれども、こちらのほうにつきましては、石岡市の道路管理者の担当のほうと交差点協議のほうを詳細に行っておりまして、こちらのほう現在のところ、信号は設置しないということで協議がなされているところでございます。

そして、6点目でございますが、道路買収予定地以外の道路につきましてということでございますけれども、こちらのほう現時点においては、組合といたしましては、買収予定地以外の道路整備につきましては、現在のところ組合が行う計画はないということでございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） とても納得できません。そうすれば、この一応補正予算を今日提案しているんだけど、これがやっぱり、そうするとその後にさらにこれを増額するとか、買収価格がもっと増えて、そういうことがあり得ることにもなるわけで、そういうやはり断じて私は納得できませんということを申し上げて、2回までしか質問はできないので、次に移ります。

（2）同じく事項別明細書4ページ、電柱移設補償費1,200万円についてですけれども、内容と算出根拠について説明を求めます。これが1回目の質問です。

○議長（山本進君） 建設計画課長・嶋田君。

○建設計画課長（嶋田勉君） 同じく事項別明細書4ページ、電柱移設補償費1,200万円について、①内容と算出根拠について説明を求めることに対して答弁いたします。

電柱移設補償費内容につきましては、本柱、支柱、支線柱、支線、高圧線、低圧線、変圧器、開閉器等になります。なお、補償費については、東京電力パワーグリッド株式会社と株式会社NTT東日本から見積もりを徴収したものでございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） そうすると、2回目の質問ですけれども、今、そういうふうに本柱、細かくそういうものを移設する補償費ということは、これは現在ある電柱をこの工事に基づいて移設するので、そういうことで東京電力にそれを払うという意味に受け取れるんですけれども、これも今こういうものがあるというだけでなく、私が聞いているのは、どれにどれくらいかかって、どういうふうな計算でこうしてあるのかと聞いているわけですから、もっと明細詳細に答えてもらわなければ、私の質問に対する答えにはなりません。それを明細明確にしてください。項目、本柱、支線といろいろありましたけれども、それは何本あって、どういう単価で、どうして1,200万になるのか、どこにどういうふうに支払うのかお答えください。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいま2点目の質問の小松議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

こちらの電柱等の移転補償費につきましてはの内容、また算出根拠ということでございます。

本数等につきましては、今お答えができる資料、東京電力のほうにつきましては16本の電柱を移設する予定でございます。

それから、NTTのほうは、ちょっと本数が明確なものがちょっと手元に届いておりませんので、後ほどこちらのほうも提供させていただきたいと考えておりますが、公共事業の施工に伴い支障となります工事予定地内の電気事業者及びNTTの工作物等の移転につきましては、こちらは市の道路管理者と同様でございまして、道路法第71条第2項第2号及び法第72条に

より移転と補償の根拠が示されております。

それらの移転補償に対しましては、石岡市並びに小美玉市におきまして、それぞれの対象者との協定及び覚書というのが交わされておりまして、その対象者所定の単価等に基づき算出した額とされているところから、今回、対象者に対しまして移転補償に関する見積もりを請求したものでございます。

その内容につきましては、秘密情報目的外使用、複製、開示禁止とされているところから、詳細につきましては、市の道路事業の指導にもよりまして、詳細につきましては、公表できないものとさせていただいているところでございます。

いずれにしましても、新ごみ処理施設同様に円滑な事業推進のために努力してまいりますので、ご理解、ご支援のほどを賜りますことをよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 円滑ということを繰り返されますけれども、円滑にするためには、皆さんが納得しなければ円滑にならないんです。例えば、いろいろなことを秘密、秘密、言えないということを連続するんですね。今度の全体的なものについてもですね。だから、私に必要な資料が提供してもらえるようお願いする次第です。

一応、2回目になりますので、次に移ります。

（3）同じく、事項別明細書4ページ、周辺道路整備補償費900万円について、この内容と算出根拠について具体的な説明を求めます。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいま小松議員によります（3）の再質問にお答えさせていただきます。

こちら3番目の周辺道路整備の補償費についてのことでございますが、こちら1番目の用地買収費のときの再質問に対する答弁と同様でございます。

以上でございます。

○議長（山本進君） 5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） そういう答弁では、誰が聞いても納得できないんですよ。私、そういうふうに900万円について、どうやってこれを計算したのかと聞いているのに、答えられないというのでは、これは議案としては成り立たないですよ。議案として道理ある、やはり整然としたものを提案して、我々議員が審議するわけだから、それが900万円出て、どうしてこういうものが出てきたのかと聞いて、それは答えられないということだという答弁で済みませんよ、これは。どうですか、答えてください。

○議長（山本進君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 恐れ入ります。もう一度3番の同じく事項別明細書4ページ、周辺

道路整備補償費の契約面についてということをごさいます、こちらにつきましては、工作物、立竹木、それと動産移転、移転雑費、消費税になります。

こちらの内容につきましては、平成30年度の施設整備費周辺環境整備関係予算の中で、補償調査を実施いたしまして、補償会社によります国及び県の損失補償基準をもとに計算され、調査を実施していることを確認しておりますので、その内容に基づいての金額が900万円をごさいます、その中の細かいものにつきましてはのお答えにつきましては、先ほどの1番同様、相手との交渉の今後の円滑な推進のために、個別のものについてはお答えできないという内容をごさいます。

○議長（山本進君） 以上で議案質疑は終わりました。

（討 論）

○議長（山本進君） 続いて、討論に入ります。

討論は、反対討論1名です。

通告により5番・小松豊正君。

○5番（小松豊正君） 5番、日本共産党の小松豊正です。

議案第4号・平成30年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第1号）に対する反対討論を行います。

今回の5,561万円の増額補正は、3市1町で現在稼働している3つのごみ焼却施設を広域化して、1つの新しいごみ焼却施設に統合するために、3市1町の広大な各地から、つまり県都の水戸市に接している茨城町、筑波山麓のつくば市の境からの八郷、霞ヶ浦まで、地図で見ても大変広大なところにある、そこに1カ所にこれを全部ごみを集めて、そして、この霞台厚生施設で処理すると、こういう広域計画になっているんですけども、そういう1カ所に運搬するための当然、猛烈なやはり道路が混雑する、騒音がある、さまざまな問題がある問題をこの補正予算は、そのための周辺道路を整備するというので5,561万円が計上されているわけです。

ですから、現在稼働している3つのごみ焼却施設の、これはどれほどの傷みがあって、どれほどの延長ができるのか、長寿命化できるのかの研究調査も行わず、我々に示さずに、また、住民の皆さんがどう考えているかも、住民投票も行わずに、ただ、国・県言いなりの広域化を強行するために周辺道路を整備しようとするものでありまして、そういう予算です。

財源は、全てこれは3市1町の一般財源、住民の方々の血税というふうに予算でなっております。

現在、稼働している3つのごみ焼却施設の長寿命化をどういうふうに図れるのか、また個別の対策はどう図れるのか、これをやれば、新たに周辺道路の整備をする必要がないわけであっ

て、そういう意味では、全くの無駄遣いと言わなければなりません。

日本共産党石岡市議会が今、市民アンケートを行っておりますけれども、その中に、次のような声が寄せられていますので、ご紹介いたします。

新ごみ焼却施設（他市町との合併）は、極めて危険。1局集中施設は、予想される大地震発生時問題、むしろ分散配置すべきであると、こういうご意見でございました。

私は、この広域化の基本的なやっぱり矛盾、問題、本質をついたご意見だと私は受けとめております。

そういう意味も含めて、今回の増額補正は、とても住民の理解を得られるものではありません。議員各位が、この補正予算に反対されますように訴えて、議案第4号・平成30年度震台厚生施設組一般会計補正予算（第1号）に対する反対討論といたします。

○議長（山本進君） 以上で、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第4号・平成30年度震台厚生施設組一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本進君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○議長（山本進君） 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成30年震台厚生施設組議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時55分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議 長 山 本 進

霞台厚生施設組合議会

署名議員 岡 崎 勉

署名議員 高 安 能 久